

【司法制度改革審議会意見・抜粋】

III 司法制度を支える法曹の在り方

第 3 弁護士制度の改革

7. 隣接法律専門職種の活用等

弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

【司法制度改革推進計画・抜粋】

III 司法制度を支える体制の充実強化

第 3 弁護士制度の改革

6 隣接法律専門職種の活用等

- (3) 弁護士法第 72 条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、遅くとも平成 16 年 3 月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)